## SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

開放制教職課程学生の矯正教育への理解を通した教 育観・子ども観の変化:

少年院と法務教官の役割の理解を通した教職課程の 授業実践

メタデータ	言語: Japanese
	出版者: 静岡大学教育学部附属教育実践支援センター
	公開日: 2025-03-21
	キーワード (Ja): 開放制の教員養成,
	矯正教育を通した生徒理解, 法務教官の役割理解
	キーワード (En):
	作成者: 金子, 泰之, 川田, 佳亮
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002001355

### 開放制教職課程学生の矯正教育への理解を通した 教育観・子ども観の変化

一少年院と法務教官の役割の理解を通した教職課程の授業実践一

金子泰之 川田佳亮

(静岡大学教職センター 高松少年鑑別所)

# Changes in Educational and Child Perspectives of Teaching Program Students Through Understanding Correctional Education:

Classroom Practices Focused on Juvenile Institutions and the Role of Correctional Officers

Kaneko Yasuyuki • Kawada Yoshiaki

#### 要旨

静岡大学の開放制教職課程で学ぶ学生が、少年法や矯正教育の実態を学ぶことで、児童生徒理解がどのように深まるのかを自由記述式のアンケートによって明らかにすることを目的とした。

開放制教職課程では、学生が教育現場の実態や実践を知る機会が不足しているというカリキュラム上の課題があった。そこで本研究では、学生が児童生徒に対する理解を深めるためのテーマとして、矯正教育に焦点を当てた。少年院と非行少年の実態や法務教官の役割を学ぶ授業を設定し、その授業を通して学生が教育観を広げ、教員としての役割理解を深めることを目的とした。その結果、学生は矯正教育の目的と実態を理解すると同時に、少年院と学校の共通点を通して、法務教官と教員の役割を理解することができていた。法務教官による講話は、学校が連携を求められる関係機関の役割理解として有効な授業実践と言える。

キーワード: 開放制の教員養成 矯正教育を通した生徒理解 法務教官の役割理解

#### 1. 問題と目的

開放制教職課程の課題と経緯 静岡大学の教育学部以外の学部に所属する学生が履修する開放制の教員養成課程(以下,全学の教職課程と表記する)の課題は,教育学部の学生と比べて教職に関する内容や教育実践に関する内容を学ぶ時間が不足していることだった。これは本学だけの問題ではなく,開放制教職課程が持つ構造的な問題(浅川,2022)である。

開放制教職課程で学ぶ学生の場合,特に授業実践の経験が不足していることが指摘されてきた。それを補うためのプログラムとして,教育実習前に模擬授業を通した授業づくりを学ぶ実践例(宮下,2021)等が報告されている。これは本学の全学の教職課程でも同様の課題であった。そこで本学の全学教職課程では,教育実習前の3年生が,教育実習を終えた4年生から授業案の書き方を学び,模擬授業を実践する講座を春休み期間に開催している。その講座に参加した学生にアンケート調査を実施し,学生がその講座に参加することで,何を経験し学ぶことができるのか,その効果が報告されている(金子・松尾,2024)。中等教育を担う教員を養成する教職課程の質保証に向けた取り組みを,本学の全学の教職課程において積み重ねていくことが求められる。

全学の教職課程において、学生の授業実践の経験不 足と並んで課題となっていることは、学生が教育現場 の現実や実態を知る時間が少ないことであった。その ため、学生が教育実践を具体的にイメージしにくいの が課題となっている。全学の教職課程では、この課題 を補うための工夫を模索している。

なぜ矯正教育に焦点を当てるのか 全学の教職課程で 学ぶ学生が教育現場の実情や実態を知り、児童生徒理 解を深めるためのテーマとして、本稿では矯正教育に 焦点を当てた。その理由は以下の3点にある。

1 つ目は、全学の教職課程で学ぶ学生が、少年法や非行少年に対するイメージを見直す機会が矯正教育を学ぶ時間にあるからである。時代とともに青少年の非行や犯罪は減少している(法務省法務総合研究所、2023)。それにもかかわらず、少年非行が増えているという回答が7割を超える結果があった(内閣府、2015)。統計から見える少年非行の実態と、社会が非行や少年犯罪に対して抱くイメージの間に乖離が生じることにより、それが青少年への偏見となっていることがある。もし学生が青少年の犯罪や非行に偏見を持っているのであれば、それを捉え直し、矯正教育の実態と現実にもとづいて青少年の課題を理解していく必要がある。

2 つ目は、非行や犯罪の加害者となった青少年の背景にある課題から、学生が児童生徒理解を深めることができるからである。若者が特殊詐欺の受け子になる等の闇バイトが社会問題となっている。闇バイトに手を出す若者を生み出す社会構造として、虐待等の家庭環境で育ったことや経済的な困窮(廣末、2023)が挙げられている。このような指摘から、福祉の観点にもとづいて家庭環境や保護者理解を深める必要性が見えてくる。虐待や貧困といった社会問題から児童生徒と保護者への理解を深めることができるのが矯正教育である。

3 つ目は、少年院とそこで働く法務教官の役割を理解することで、教育が根付く領域の広さを学生が理解できるからである。全学の教職課程の学生の場合、中学校や高等学校の教壇に立ち、自身の専門にもとづいて教科指導することが教育の役割というイメージが強い。そのため、学校以外の場でどのような教育が実践されているのか、学校が連携する外部機関がどのような役割を担っているのか等、学生はそのイメージを持ちにくいと推測される。

少年院は、規則正しい日課、生活指導、教科教育、職業訓練や各種行事を体系的に組み合わせ、少年が社会復帰をするための教育を行う施設である(浜井、2021)。少年院と学校では、その施設の目的は異なるものの、少年院で行われている生活指導、教科教育、各種行事などは中学校や高等学校と共通する。少年院や法務教官の役割を知り、中学校や高等学校における教員の仕事と役割を相対化することで、学生の教育に対する捉え方を広げることができる。

本研究の目的 静岡大学の開放制教職課程で学ぶ学生が、少年法や矯正教育の実態を学ぶことで、教育が持つ役割や児童生徒理解をどのように深めることができるのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、少年鑑別所と少年院で勤務経験のある法務教官による講話を聞く時間を全学の教職課程の講義内に設定し、その講義を通して全学の教職課程を履修する学生の教育の捉え方や児童生徒理解がどのように深まるのかを明らかにする。

#### 2. 方法

手続きと調査協力者 第一筆者が担当する生徒指導・ 進路指導の講義内に、法務教官として活躍されている 本学の卒業生をお呼びし、講話をしていただいた。講 話後に、自由記述式のアンケートフォームを履修者に 送付した。64 名の履修者のうち 56 名からの回答を得 た。講話は 2024 年 11 月 7 日に行われた。フォームへ の回答は、2024 年 11 月 7 日から 2024 年 11 月 15 日に 得られた。

回答収集後,生徒指導・進路指導の講義内で履修者 に対して以下の2点を説明した。1つ目は,法務教官 による講話が、教職を履修する学生に与える教育効果を明らかにするため自由記述を分析し、実践論文として公開する意図があることを伝えた。分析に際しては、学生の氏名などの個人情報を削除し、テキストマイニングの手法を用いて分析することを説明した。

2 つ目は、フォームから提出した自由記述を研究に 使用されたくない場合や、分析されることを望まない 場合は、分析対象から除外できることを伝えた。分析 から除外する希望を申し出ても、生徒指導・進路指導 の成績評価には一切影響しないことを伝えた。分析対 象から除外することを希望する場合は、口頭またはメ ールで第一著者に連絡するよう説明した。

(文責:金子泰之)

講話内容 講話内容は、7つの柱で構成されていた。1 少年犯罪とその背景、2 犯罪の進行傾向、3 少年法の理念(少年法第1条)、4 矯正教育と少年院(少年院法第23条 I:矯正教育の目的)、5 少年院における処遇、6 集団づくり-望ましい少年集団となるために-、7 職業としての法務教官であった。

今回は, 対象が教職課程の学生であったため, 少年 非行の背景や行動変容のための日常的な指導(少年院 における生活指導) に焦点を当てて講話を実施するこ とにした。この理由は、中学校や高等学校へ出向いて、 「薬物乱用防止教室」などの出前授業を実施した後の 座談会において、学校教員から問題行動を起こす生徒 の指導をどのようにすればよいかという質問を複数回 受けたからである。そのような生徒を指導する際, 問 題行動を咎めるだけでは、問題行動を改善させるどこ ろか教員との関係を悪化させ、問題行動がエスカレー トすることになりかねない。問題の解決に当たっては、 当該生徒の成育歴や個人の特性、家庭環境などの様々 な背景を理解し、その生徒に合った関わり方を通し、 信頼関係を構築した上で、問題行動にアプローチして いく姿勢が大切である。これは第二著者が矯正教育を 実施する上で念頭に置いている基本姿勢である。

上記理由から、矯正教育の概要を説明した上で、少年院で展開している少年処遇の具体例を紹介することが、教職課程の学生にとっても有益ではないかと考え、その点に重点を置いて講話を実施することにした。

(文責:川田佳亮)

分析方法 「矯正教育や少年院の実態について理解したこと、矯正教育の実態を知ることで視野が広がったこと等を記入してください」という教示文のもと、自由記述の回答を求めた。自由記述データを計量的に分析するために、計量テキスト分析のフリーソフトウェア KH-Coder (Version: 3. Beta. 07b) を用いた。

		衣 1 満正教員の講話後のナンケートに兄られた頻山間と共体的な記述例
頻出語	出現回數	記述例
少年院	96	・少年院では社会生活に必要な能力を身につけることに重点を置いており、少年の特性や生活環境を理解して教育を施していることを学んだ。
		・少年院の教官という立場であっても教え導くだけではなく、誠実な大人としての姿を見せ続けることができるのだと思います。
思う	95	・子どもの目というのは正直で、よく大人を見ているとA先生はおっしゃっていましたが、それは少年経過別ださけでなく学校でも同様だと思う。 数量は心臓性(PUN 終初も、N)もなく、これも、まれてもなっていました。
		・教員は完璧(担当教科など)なイメージだったができないことは表書に認めて生徒と一緒に学ぶという姿勢もすごくいいなと思った。
少年 94	・少年法や少年院について学習する前は、少年院のイメージとして刑務所の若年版だと思っていたが、A先生のお話を聞いて少年院は学校のような教育施設であることが分かった。	
感じる 75		・少年院の実態について、体育や運動会があることや行事によって少年の普段見られない表情を見られること、それをきっかけに少年と話したりしてより深く関わったりすることができることが分かった。
	75	・未成年のための更生施設であり4先生も学校の先生のような立ち位置であることを感じました。
	・かける言葉で相手のやる気を駆り立てることができるというお話があったように、これは普通の学校の教育でも共通して大切なことであると感じました。	
教育	教育 72	・少年院は、ものの考え方・見方に重点をおいた教育を行い、少年の社会適応能力の習得を目指していることがわかった。
		・教員を目指しているものとして、教料教育のみならず人間教育もできる大人になりたいと思った。
216.24	6.3	・学校教育では教科が中心になっているが、少年際は人間育成が中心になっていることがわかった。 昨日 教育大人 本活地源 地帯地域 美地地線 体内では地域 本地にない地域をおり、しからない。
学校	61	・矯正教育では、生活指導、観業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導等があり、少年院に入っていたとしても義務教育の年代であるのなら、少年院でも同じようなことをしていて、学校教育と矯正教育は目的は
		違えど、行っていることはあまり変わらないのだなと感じました。
生徒 52	・学校教育においても生徒との信頼関係を築き、より相談しやすい「環境」を作っていく事が必要である。	
		・視野が広がったのは生徒の褒め方であり、認められる経験や必要とされる信頼関係を気づかせることで矯正教育を行うことは生徒指導や学脇経営においても活用できる知識であると考えた。
知る	47	・少年院では少年一人一人にしっかりと向き合って対応されていることを知った。
		・私の勉強不足なのですが、A先生のお話をきくまで「法務教官」という職業をまったく知りませんでした。
聞く 4	46	・矯正教育のエピソードを聞いて、思ったよりも少年に寄り添った教育が行われていることがわかった。
		・A先生の講義を聞いて、普通の教育と本質は全く変わらないのだと思った。
指導	43	・少年院では高卒認定試験に向けての教科指導を行っていることを知りました。
		・少年院は物の見方考え方の育成、基本的な生活態度の見直し、職業指導等を重点に教育を行っている。
教員	40	・A先生のように生徒から信頼され慕われるようなそんな教員になりたいと感じた。
		・これから教員になるにあたり、いろいろな事情の生徒がいるということを考える必要があることが学べ、良い経験になりました。
子ども	40	・少年院の子どもたちにも一人の人間としての魅力があって、彼らに熱量を持って接することで関係性やその子の将来はいくらでも変わりうると思うようになった。
		・法務教官も子どもとどう向き合うかを大切にしており、信頼関係の構築が大切なのだと学んだ。
生活	40	・少年院は集団行動はもちろんだが、社会に出たときに自立して生活できるための教育や勉強、季節にあった行事を行うなど矯正教育は幅広く行われていた。
		・どうしてその経緯に至ったのか生活習慣なども聞き取り調査をしているとお聞きし,根本から更生させるのにふさわしい手段がとられていると思いました。
犯罪	40	・少年犯罪の背景にはネグレクト等の家庭環境の問題が関係していることがあり,犯罪をしてしまうことは悪いが,刑罰という形ではなく更生のために教育を施す意味で少年院の意義を学ぶことができた。
		・刑務所と少年院は趣旨や特徴が異なることが分かった。だからこそ,凶悪犯罪を起こした子どもをなんでもかんでも刑務所に入れろという無知なままで批判する大人が怖いと思ったし,実態を知るべきだと感じた。
A先生	38	・A先生は、子どもの目というのは正直で、よく大人を見ているとおっしゃっていたが、それは少年院だけでなく学校でも同様であると思う。
		・A先生から少年犯罪における特性や少年院での教育の実態について学び、いくつか印象深い点がありました。
話	37	・加害者の視点でみる矯正教育の話はとても新鮮で、聞くことができてよかったと思います。
MI 31		・「見直したぞ」と言うと少年が喜ぶところから,誰しも褒められるのはうれしいことであり,この話から少年の人間的なところが垣間見えた。
矯正教育	36	・少年の健全育成を目的として矯正教育が行われ,対話だけでなく交換日記など少年に合わせてコミュニケーションをとっていることが分かった。
		・矯正教育の捉え方が大きく変わった。
環境 34	34	・矯正教育では本人の特性や性格,生活環境などに目を向け理解し,社会生活に適応するのに必要な知識および能力の習得へ働きかけていくような形になっていることを学んだ。
-34-36		・犯罪をしてしまうのは家庭や周りの環境が大きな要因だと感じた。
子 34		・相手を理解するためには挨拶などといった簡単なコミュニケーションからはじめるとよいと思う。毎日挨拶をするだけでも,その子の些細な変化に気づいたり,落ち着いている子か元気な子か等の特徴がわかったり
	34	すると思う。
		・犯罪にいたるまでの過程で何か原因があるのは,決してその子のせいではないという場合が多いと考える。
行う	33	・少年院はただ罰を与えるところではなく今後生きていくための教育を行う場所であると感じた。
		・窃盗を行う少年と殺人を行う少年では、それぞれの少年たちが特つ背景が異なるというお話に納得したと同時に,少年の内面,その子の背景(特性、生活環境など)をしっかりみることが大切だなと感じました。
大切	33	・その子の様子や態度、発言の裏になにが隠れているのか、どういう事情があるのかをしっかり理解することが大切だと思いました。
		・講義の中にもあったかける言葉で相手のやる気を駆り立てることができるというお話があったようにこれは普通の学校の教育でも共通して大切なことであると感じました。
理解 32	32	・相手のことを理解して、どういった話し方、言葉選びをすれば相手が聞き入れてくれるかを考えることは法務教官だけでなく、教員になる上でも活かせることだと思った。
		・子どもの1つ1つの行動にあるバックグラウンドや意図を考え続けることが子どもの理解につながると感じました。
人	28	・人に対して,まずは自分が誠実に向き合う。このことによって相手も向き合ってくれるようになることを学ばせていただきました。
		・犯罪につながる前に対策を行うことができる人の1人に教員はなりうるなと感じた。
お話 27	27	・基本的な生活の仕方が身についていない少年院などの少年たちと接してきたA先生にしか聞けない内容が多く,貴重なお話でした。
		・少年院というと、漠然と子どものための刑務所というイメージがありましたが、今回のお話を受けて今までの印象や思っていたことが覆りました。
自分	24	・自分の罪や過去を全て認めさせて教育していくのは,すごくつらいことだと思うけど,犯罪を二度と起こさないためには必要なことなのだと感じました。
		・どの職業でも,その仕事をやろうという気持ちが大切ということを聞いて,私も自分がやりたいと心から思える仕事につきたいと思った。
考える 23	・毎日あいさつすることで、生徒も少しずつ慣れて話してくれてより理解していくことができると考える。	
		・暴力団に関わろうとしているような少年でも法務教官との先生とのやりとりを通して矯正できるということが分かったので、安易に少年を刑務所に入れるなどと考えるべきではないと感じました。
社会	23	・社会復帰に向けた集団生活はもちろんですが,そのための個別指導が行き届いていると感じました。
法務教官 23	・少年院での矯正教育は、人が社会で一般的な生活をするための能力を身につけていくために生活指導や職業教育をメインにしていることを理解した。	
	・理系職の仕事が法務教官の仕事にあることに驚いた。理系職は何の仕事をしているのですか?	
		・法務教官も子どもとどう向き合うかを大切にしており、信頼関係の構築が大切なのだと学んだ。
学ぶ	22	・刑罰という形ではなく更生のために教育を施す意味で少年院の存在意義を学ぶことができた。
,		・人に対して,まずは自分が誠実に向き合う。このことによって相手も向き合ってくれるようになることを改めて学ばさせていただきました。
見る	22	・少年院の行事については自分はまったく馴染みがなかったので実際に見てみたいと感じた。
JU 90 44		<ul><li>A先生は個々の少年を見ていらっしゃいますが、それと同時にどのように集団生活を送らせるか、ひいては社会集団に復帰させるかを考えており、集団を指揮する手腕技術も感じられました。</li></ul>
関係	21	・教員と生徒の健全で望ましい関係性を築くことができるように,子どもとの相互理解に努めたいと思う。
DPG 178%		・学校においても生徒との信頼関係が重要なことはわかっていたが,その方法として具体的なことを知れたのが良かった。
仕事 21	_	・法務教官と教職の仕事の向き合い方に共通点を感じ,口先ばかりの先生には子どももついて来ないということや,子どもの悪いところはすぐ目につくが,良いところは注意してないと見つけることができないという
	21	のは教職の仕事をする上でも大切にしていかなければならないことだと思った。
		・法務教官の仕事内容は何かといったことをまったく知らなかったが、今回のA先生の講義を聞いたことで新しい見方や知識が広がり、非常に多くの学びを得ることができた。
多い	20	・家庭環境や学校との関わりが希薄であったことで,基礎学力が十分に身についていないケースが多いことを聞き,少年たちが置かれてきた厳しい状況が見えてきます。
350,	20	・少年犯罪の多くは,詐欺や薬物使用であり,薬物使用によって金銭的に余裕がなくなり,詐欺を行うケースが多いということを知った。
必要	20	・労働の経験やそれを通じた達成感,継続的な努力の必要性を理解する機会が彼らにはなかったのだと考えさせられます。
必女	20	・少年の見た目の反応の有無だけで判断するのではなく、心の反応を判断するのが教育者として必要。

#### 3. 結果

KH-Coder の辞書に登録されていない単語を抽出するための作業を行った。「矯正教育」「法務教官」「A 先生」の単語であった。「A 先生」は講話をしてくださった法務教官の氏名である。

まず頻出した語と記述例を表1に示した。「少年院」, 「思う」,「少年」,「感じる」,「教育」が相対的 に多く出現していた。矯正教育の実態に関する講話を聞いた学生がどのような感想や意見を持ったのかが分かるように、それぞれの頻出語に含まれる記述の具体例の一部も表1に示した。

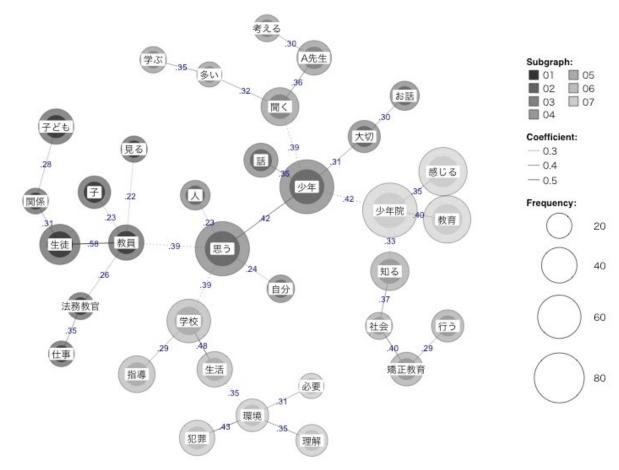


図1 矯正教育の講話を聞いたことに対する共起ネットワーク

次に、頻出語間の共起関係を分析した。共起ネットワークを、Jaccard 係数 0.2 以上の最小スパニングツリーを描画した(図 1)。7 つのサブグラフが得られた。

図1に記載されている円は、頻出度が高い語ほど円が大きく表示されている。語と語をつなぐ線上に表示された数値は、数値が高いほど語と語の間に共起関係があることを意味し、実線で結ばれている語同士は同じグループに含まれる。

1 つ目のサブグラフは、「法務教官と教職の仕事の向き合い方に共通点を感じた」、「教員-生徒の健全で望ましい関係を築くことができるように」「学校においても生徒との信頼関係の構築が重要」といった【生徒や子どもとの関係づくりを中心とする法務教官や教員の役割理解】であった。

2 つ目のサブグラフは、「矯正教育において少年達と信頼関係を築くことが大切だと思った」、「少年院では自分たちとは全く違った教育が行われていると思っていた」といった【矯正教育の実態に対する気づき】であった。

3つ目のサブグラフは、「A 先生の話を聞いて、学ぶことや考えることが多かった」といった【A 先生の講義からの学び】であった。

4 つ目のサブグラフは、「矯正教育は少年が社会に 復帰していくために行われることを知った」といった 【非行少年の社会復帰を目的とする矯正教育の理解】 であった。

5 つ目のサブグラフは、「少年犯罪の背景にある生活の問題に気づいてあげられるのは生徒にとっての第二の居場所である学校が大きな役割を担っている」といった【少年犯罪や非行に対して学校が持つ役割の理解】であった。

6 つ目のサブグラフは、「犯罪を理解するためには 生活環境や家庭環境が関係していることを理解する必 要がある」といった、【少年犯罪に影響する環境要因 の理解】であった。

7 つ目のサブグラフは、「少年院では教育に重点を置いていると感じる」といった【教育を柱とした少年院での処遇理解】であった。

(文責:金子泰之)

自由記述に対する法務教官からのコメント 被害者の 立場が軽視されているのではないかという学生からの 感想があった。これは今回の講話において、学校教育 との関連性と共通性を持たせるために、矯正教育にお

ける生活指導の一部を話題に挙げたため、被害者の心情理解に関する指導に触れなかったことからきたものと考えられる。しかしながら、被害者の心情理解は、少年の改善更生にとって、重要な要素であると考えるため、以下、私見であることをお断りした上で、紹介したいと思う。

被害者の心情理解に関する教育は、集団指導や個別 指導を通して、入院から出院までの全教育期間にわた って実施している。集団指導の内容としては、講義形 式のものや教官を含めた少年間の話し合いによるもの、 犯罪被害者やその遺族等による講話などがある。

また、個別に課題作文やワークブックに取り組ませるなどして、自己の犯罪行為が被害者にどのような影響を与えたか、被害者やその遺族等の置かれた現状がどのようなものであるかなど、被害者の心情理解を深めさせるための指導を行っている。

以下,体系化された集団指導ではなく,より担当教官の個性や技量が試される個別指導について論じ,法務教官のやりがいについて紹介したい。個別指導については,その実施においてタイミングが重要である。少年が普段の生活場面や教官との関わりの中で,虚勢を張っていたり,心を開いていなかったりするなどの姿勢が見られ,信頼関係が構築されていない場合には,本音を出さず,表面的で教官受けするような反省を口にすることが多い。思慮深い反省や今後の自己の在り方を考えさせるためには,少年と教官との,相互の信頼関係が不可欠である。いかに,普段の何気ないやりとりを通した信頼関係の構築が重要であるかが分かる。

この信頼関係を基礎とした、少年と教官との会話や 文字によるやりとりを通して、少年は自己本位であった自己の言動に気付き、その言動が社会的にどのよう な評価を受けるのかを理解するようになる。一方、教 官はそのようなやりとりを通して、少年非行について の理解を深め、指導のスキルを高めることができる。

学生からの指摘にあったように、それがうまくいくことばかりでは当然ない。十人十色という言葉のとおり、少年それぞれに個性があり、どのような接し方や関わり方をすれば、相手が心を開くのか、頭を悩ませるようなことも多い。また、いくら熱心に指導したからといって、それが相手の心に届くとも限らない。

矯正教育の効果があったであろうと送り出した少年 がすぐに再犯に至ることもある。そのようなときに, どのようにモチベーションを保つのかという学生の質 問もあったが,当然のことながら,そのような状況に 直面したときには何とも言えない気持ちになる。

第二著者は、これまでの勤務の中で、様々に悩んだり、辞めようと思ったりすることもあったが、信頼できる先輩や同僚に相談したり、自分自身で勉強するなどして、自分は今、何に悩んで、どうするのか、その時点での最良の答えを自分で出すように努めてきた。

そして、現在に至るまで、経験や学びを通して、自分の出した答えを更新し続けている。算数のように答えがある世界ではない。第二著者は、こうする以外に、この仕事を続ける方法が分からないので、そうしている

最後に、理想像を示してくれたが自分がそこに到達できるか不安であるという学生の質問に答えて筆を置きたいと思う。どのような仕事に就いても、最初は誰もが素人である。第二著者は新規採用当時、少年から反発されることが多かった。その経験を通して、少年との信頼関係構築の重要性を理解した。自分が何かをすれば、その反応がある。その反応から学びながら、経験を積み重ねるのがよい。そして、自分の真新しいキャンバスに絵を描いていく。最終的に、どのような絵が仕上がるか、それが仕上がるまでに、当然、不安や悩みが付きまとうが、その過程を楽しめるか、やりがいを感じられるか、結局は、ポジティブな感情を持って、続けられるかどうかだと思う。

新規採用のときに、第二著者を指導してくれた教官 からそのように指導を受けた。第二著者に理想像を示 してくれた教官である。その教官は、60歳を超えた今 も、第一線で働いている。見本となる人が見つかると 幸せである。

(文責:川田佳亮)

#### 4. 考察

本論文の目的は、静岡大学の開放制教職課程で学ぶ 学生が、少年法や矯正教育の実態を学ぶことで、教育 が持つ役割や児童生徒理解をどのように深めることが できるのかを明らかにすることを目的としていた。

これを明らかにするために、少年鑑別所と少年院で 勤務経験のある法務教官による講話を聞く時間を全学 の教職課程の講義内に設定した。その講義を通して全 学の教職課程を履修する学生の教育の捉え方や児童生 徒理解がどのように広がり深まるのかを、学生が講義 後に記述した自由記述データから明らかにした。

その結果、学生は少年院で行われている矯正教育の 目的とその内容や、法務教官の役割を理解していた。 また、非行少年の背景に虐待などの環境要因があり、 その影響の強さに気づくことができていた。

さらに、少年院と学校の共通点にも気づくことができていた。たとえば、少年院では、教科指導、職業指導、生活指導を中心とした教育が行われていることや、法務教官が少年との信頼関係の構築を重視していることなどである。以上の結果を踏まえて、学生が矯正教育を学ぶことで教育の捉え方にどのような変化があったのかを考察する。

まず、学生が矯正教育の目的と少年院の実態を知る ことができたことで、学生の教育の捉え方を広げるこ とができたと言える。「少年院は刑務所の子どもバー ジョンだと思っていた」という記述や「法務教官という職業を全く知らなかった」という記述があった。この講義を聞くまでは矯正教育に関心を持ったことがなかった学生もいたと考えられる。その結果、少年法や矯正教育に関する学生の知識や情報が不足し、少年犯罪に対する誤解が生じていたと考えられる。法務教官から現場の実践を聞くことで、少年院で生活する少年の様子やそこで行われる教育を具体的に学生が捉えることができるようになっている。学生がこれまでは知らなかった矯正教育の世界を知ることができたことによって、教育が対象とする領域の幅広さの理解と、非行少年の実態理解につながっている。

次に, 矯正教育(法務教官)と中学校・高等学校(教 員) の比較から2者の共通点を見出し、学生が教員の 役割を捉え直すことができたと言える。「信頼関係の 構築に関しては法務教官も教員も変わらない部分だと 感じた」, 「苦手なものは一緒に取り組むことや相手 のことを理解してどういった話し方, 言葉選びをすれ ば相手が聞き入れてくれるかを考えることは法務教官 だけでなく教員になる上でも活かせることだと思った」 などの記述があった。法務教官の少年への向き合い方 を通して, 教員としての生徒への向き合い方を学生が 捉え直すことができていると推察される。また「少年 犯罪の背景にある生活の問題に気づいてあげられるの は生徒にとっての第二の居場所である学校が大きな役 割を担っている」という記述もあった。非行や少年犯 罪の問題に対して、学校ができる役割を考えることが できている。

生徒指導提要(文部科学省,2022)では、非行について学校が司法関係機関と連携する重要性が指摘されている。矯正教育(法務教官)と中学校・高等学校(教員)の差異だけでなく、共通する役割を理解することで、少年院(法務教官)と中学校・高等学校(教員)の連携がしやすくなると考えられる。

以上より、今回の授業実践から得られる示唆としては、少年院と非行少年の実態にもとづいた法務教官から講義を受けることで、全学の教職課程を履修する学生は、自身の教育観や生徒観を見直すことができていることに加え、学校と連携が求められる関係機関の役割を理解していると考えられる。

今後は、司法・矯正領域だけでなく、医療機関や児童福祉など、学校が連携していく必要がある関係機関の実態を学べる時間を設けることが、全学の教職課程で学ぶ学生が教育への理解を深めていくために有効と考えられる。時間的に制限のある全学の教職課程のカリキュラムの中で実践していくことは現実的には難しいこともあるが、引き続き、教職課程の質保証に向けた取り組みを模索したい。

(文責:金子泰之)

#### 5. 引用文献

浅川和幸 (2022) 開放制教職課程修了学生の教職課程評価を考察する:何に不満を感じ,どのような改善を要望しているか 北海道大学教職課程年報,12,1-45

浜井浩一 (2021) エビデンスから考える現代の「罪 と罰」 現代人文社

廣末 登 (2023) 闇バイト-凶悪化する若者のリアル - 祥伝社 pp. 183-208.

法務省法務総合研究所(編) (2023) 令和 5 年度版犯 罪白書

https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\_00127.html (2024年12月12日閲覧)

金子泰之・松尾由希子 (2024) 開放制教職課程学生 の教育実習に対する不安の背景とその解消に向けた 取り組み -教育実習に向けた実践力向上をめざす 講座とそれに対する学生の評価- 静岡大学教育研究, 20, 57-71.

宮下 治 (2021) 開放制教職課程履修学生の教職課程に対する意識調査研究-2016, 2018, 2020 の調査結果から 明治大学教職課程年報, 43, 55-64.

文部科学省 (2022) 生徒指導提要

https://www.mext.go.jp/content/20230220mxt\_jidou01-000024699-201-1.pdf

(2024年12月12日閲覧)

内閣府 (2015) 少年非行に関する世論調査 https://survey.gov-online.go.jp/h27/h27shounenhikou/

(2024年12月12日閲覧)